

原子力の防災業務に関する行政評価・監視
結果報告書（第二次）

平成 21 年 2 月

総務省行政評価局

前 書 き

原子力は、電力の供給等の面で重要な役割を果たす一方で、原子力災害が発生した場合、被害は甚大であり、また、原子力事業所等から放出される放射性物質等は、人間の五感では感じ得ないという特殊性があることから、その防災対策が特に重要である。

防災対策については、平成 11 年 9 月に茨城県東海村の核燃料加工施設において、周辺住民の避難等が要請された極めて重大な臨界事故が発生し、事故発生 of 初動段階での事故状況の把握や対応の遅れ、国、地方公共団体及び原子力事業者の連携不足等の問題が明らかになった。これを契機に、原子力災害対策を抜本的に強化するため、平成 12 年 6 月に原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）が施行された。

原災法においては、i) 原子力災害の発生に備えた緊急事態応急対策拠点施設の指定、ii) 現地において原子力防災業務を担う原子力防災専門官の配置、iii) 国、地方公共団体及び原子力事業者の防災対策に係る連携の強化とともに、これら関係機関が一堂に会する原子力総合防災訓練の実施等が規定された。

また、原災法の施行と併せて、平成 12 年 7 月には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)の一部改正法が施行され、その中で、原子力事業者による保安規定の遵守状況に係る検査制度が創設され、国は、この検査に関する事務に従事する者として、新たに原子力保安検査官を配置することとされた。

さらに、上述の臨界事故においては、複数の被ばく患者が発生し、原子力事業所の作業員の人命が失われた。この事故の反省を踏まえ、原子力安全委員会において、原子力事業所等で発生した被ばく患者の医療及び搬送体制について、検討が重ねられた結果、平成 13 年 6 月に「緊急被ばく医療のあり方について」が取りまとめられ、これを受けて緊急被ばく医療体制の整備が進められている。

一方、平成 19 年 4 月、複数の原子力発電所をめぐる過去のデータ改ざん等原子炉等規制法等に抵触した事実が明らかとなり、同法が確保しようとする安全が損なわれていた状況が判明した。さらに、同年 7 月には、新潟県中越沖地震による原子力発電所の被災に対する国の初動対応についても課題が明らかとなっている。

本行政評価・監視においては、これらの状況を踏まえ、まず、大規模地震発生時の国の初動対応等について緊急に調査を行い、平成 20 年 2 月、経済産業省に対し、第一次勧告を実施した。

また、今回は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力の防災業務全般を対象とし、特に、原災法等に基づく災害応急対策に関する業務の実施状況並びに原子力防災専門官及び原子力保安検査官の業務の実施体制について、その実効性が確保されているかなどの実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第 1	行政評価・監視の目的等	1
第 2	行政評価・監視結果	2
1	災害応急対策の適切な実施	2
(1)	緊急事態応急対策拠点施設の適切な整備	2
(2)	緊急事態応急対策拠点施設の適切な運営の確保	6
(3)	原子力災害時における迅速かつ的確な住民避難の実施	10
(4)	効果的な原子力防災訓練の実施	12
(5)	被ばく患者の搬送体制の整備	15
2	防災業務に係る実施体制の確保	63
(1)	原子力保安検査官による定例試験への計画的な立会い・確認の実施	63
(2)	原子力保安検査官の効果的な研修の実施	65
(3)	原子力防災専門官の効果的な研修の実施	69

図 表 目 次

1 災害応急対策の適切な実施

(1) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な整備

図表 1-1	オフサイトセンターの立地地点	19
図表 1-2	オフサイトセンターに関する規定	20
図表 1-3	調査対象としたオフサイトセンターの設置状況	21
図表 1-4	オフサイトセンターにおける被ばく放射線量の低減措置	22
図表 1-5	代替施設における通信設備の設置状況	23
図表 1-6	水災に関する規定	24
図表 1-7	島根県原子力防災センターとその代替施設の立地状況	26
図表 1-8	鹿児島県原子力防災センターとその代替施設の立地状況	27

(2) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な運営の確保

図表 1-9	原子力災害時のオフサイトセンター内部における組織構成	28
図表 1-10	オフサイトセンター運営要領における機能別グループの構成員名簿の 記載状況	29
図表 1-11	オフサイトセンター運営要領における報道発表に関する記載状況	37
図表 1-12	オフサイトセンター運営要領におけるオフサイトセンターからの 避難に関する記載状況	38

(3) 原子力災害時における迅速かつ的確な住民避難の実施

図表 1-13	原子力災害時における住民避難に関する規定	39
図表 1-14	SPEED I システムの概要	41
図表 1-15	SPEED I システムの運用について	43
図表 1-16	SPEED I システムの社会環境情報の更新状況	45
図表 1-17	SPEED I システムに災害時要援護者の情報を入力することに ついての原子力立地道府県の見解	46

(4) 効果的な原子力防災訓練の実施

図表 1-18	原子力防災訓練に関する規定	48
図表 1-19	国の原子力総合防災訓練の実施状況	49
図表 1-20	国の原子力総合防災訓練の原子力立地道府県における活用状況	50
図表 1-21	原子力立地道府県における地域の特性に応じた防災訓練の取組	51

(5) 被ばく患者の搬送体制の整備

図表 1-22	緊急被ばく医療体制の整備について	52
図表 1-23	緊急被ばく医療体制の概要	53
図表 1-24	三次被ばく医療機関における被ばく患者への対応について	54
図表 1-25	三次被ばく医療機関の指定状況	55
図表 1-26	三次被ばく医療機関への搬送体制の整備に関する規定	56
図表 1-27	三次被ばく医療機関への搬送体制	57
図表 1-28	三次被ばく医療機関への調査事業の委託に関する規定	58

図表 1-29	自衛隊の災害派遣に関する規定	59
図表 1-30	三次被ばく医療機関への搬送体制の整備に向けた取組及びその整備状況	61

2 防災業務に係る実施体制の確保

(1)	原子力保安検査官による定例試験への計画的な立会い・確認の実施	
図表 2-1	保安規定の認可及び遵守状況の検査に関する規定	71
図表 2-2	原子力保安検査官による保安調査の実施方法に関する規定	72
図表 2-3	原子力発電事業者の保安規定に関する規定	73
図表 2-4	原子力保安検査官による定例試験への立会いの状況	76
(2)	原子力保安検査官の効果的な研修の実施	
図表 2-5	経済産業省の原子力保安検査官の資格要件に関する規定	77
図表 2-6	原子力施設品質保証業務研修の概要	79
図表 2-7	原子力安全規制における品質保証の導入と保安検査手法の変化	80
図表 2-8	調査対象とした原子力保安検査官事務所の原子力保安検査官の年齢構成	81
図表 2-9	経済産業省プロパーの検査官の研修の受講状況	82
図表 2-10	原子力保安検査官事務所における OJT の実施状況	83
図表 2-11	独立行政法人原子力安全基盤機構における OJT の実施状況	84
(3)	原子力防災専門官の効果的な研修の実施	
図表 2-12	経済産業省の原子力防災専門官の資格要件に関する規定	85
図表 2-13	原子力防災専門官が担う役割について	86
図表 2-14	原子力防災専門官基礎研修の概要	88
図表 2-15	原子力防災専門官応用研修の概要	89
図表 2-16	原子力防災専門官応用研修の受講状況	90